平成２１年（フ）第７８１号
大分県別府市大字鶴見4548番地の1344
債務者　生田加奈子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３７３号
宮崎市大島町笹原2016番地　ケントパレス宮崎309号、前住所宮崎市東大宮４丁目６番５号
債務者　菊地　香織
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２６号
宮崎県西都市大字右松2013番地１
債務者　本部　美穂（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７３号
富山市藤木2071番地５　県営住宅３棟304号
債務者　野崎　正美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７８号
山口県熊毛郡田布施町大字上田布施471番地３
債務者　中尾　正明
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１７９号
山口県岩国市今津町２丁目13番21号
債務者　常盤　昭美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１８４号
山口県熊毛郡田布施町大字宿井1092番地20
債務者　八木　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１８５号
山口県岩国市横山３丁目５番72号
債務者　上田　金吾
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１５号
福岡県豊前市大字川内1537番地１
債務者　成吉　　泉
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第６８１号
大分市大字木上395番地の１
債務者　後藤　吉丸
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７１８号
大分県臼杵市大字田井835番地の４
債務者　吉野　和子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８４０号
神奈川県厚木市下依知404番地１
債務者　東海林洋子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８４４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津509番地の４　サイレントU202
債務者　田中　友和
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８４５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津509番地の４　サイレントU202
債務者　志村由紀子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１３０号
石川県小松市幸町１丁目42番地
債務者　山本　和人
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２８９号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼70番地１　マンショングランドール101号
債務者　岩竹　俊哉
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８１１号
熊本市上高橋１丁目９番　上高橋団地１棟316号
債務者　中川　裕人
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８５９号
熊本市新南部３丁目２番75号
債務者　伊藤　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部